

第4回統計委員会・第5回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成19年12月10日(月)13:00~15:40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、佐々木委員、出口委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、
農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、
国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長
日本銀行調査統計局審議役(統計担当) 東京都総務局統計部長

【事務局】

松山内閣府総括審議官、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)

- 4 議事次第 (1) 総務大臣からの諮問第1号の答申「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」
(2) 各部会の審議状況について
(3) 公的統計の課題等について
(4) その他

5 議事概要

- (1) 総務大臣からの諮問第1号の答申「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」
人口・社会統計部会の阿藤部会長から、資料1-1等に基づき、答申案の内容等の説明が行われた後、「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」の答申は、資料1-1の案のとおり採択された。
また、阿藤部会長から、席上配付資料に基づき、同部会での当該調査の計画の審議過程で出た多面的な視点での検討が必要な事項についての報告が行われた。
- (2) 各部会での審議状況について
平成19年11月26日に開催された第1回国民経済計算部会での審議状況について、資料2に基づき、

吉川部会長から報告があった。

前回の統計委員会において総務大臣から諮問された漁業センサスに関し、平成19年11月22日に開催された第1回産業統計部会での審議状況について、資料3に基づき、舟岡部会長から報告があった。

前回の統計委員会において総務大臣から諮問された法人土地基本調査及び法人建物調査に関し、平成19年11月21日及び同12月7日に開催された第1回・第2回企業統計部会での審議状況について、資料4及び口頭により、美添部会長から報告があった。

各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 法人土地基本調査の民間委託の形式として、公共サービス改革法に基づく民間開放とするのであれば、実施要綱を策定し入札を行う必要があるため、当該民間開放とするのか、一般的な民間委託とするかを早急に決める必要がある。
- ・ 民間委託の在り方については、他の統計調査においても共通する事項であり、全体的な検討が必要である。

(3) 公的統計の課題等について

公的統計の課題等について、前回の基本計画部会に引き続き、資料5及び6に基づき、意見交換が行われた。各委員の主な意見は次のとおり。

《SNA等の加工統計の課題》

- ・ 産業連関表は、SNA推計の基礎となる等加工統計の分野において一つの大きな柱であり、どのように整備を進めていくかは重要な論点である。
- ・ 物価統計は、マーケットや金融政策に対する影響等を勘案すれば、十分な議論が必要である。

《個別分野での統計整備》

- ・ 国勢調査については、効率的な調査実施の観点から、ロングフォーム・ショートフォームの導入などを検討すべきである。また、調査結果を補完するため、関係する行政記録を利用しやすいようにすることを検討する必要がある。
- ・ 経済センサス企画会議では、経済センサスに関連する他の大規模統計調査の取扱いや事業所・企業の名簿整備等について、経済センサスを実施する平成21年及び23年のみしか検討されていないが、22年や24年以降に関しても早急に議論すべきである。
- ・ 雇用統計については、近年、フリーター等常用雇用されない形での働き方が広がっており、こうした働き方に関する統計も必要ではないか。
- ・ 環境統計（環境データ）については、エネルギー統計との関係も含め、より体系的に整備する必要がある。
- ・ 例えば、工業統計調査は、西暦の末尾が0、3、5、8の年は従業員3人以下の事業所を除く裾切調査で実施されているため、地方自治体は3人以下の事業所についても独自に工業統計調査に上乗せをして調査している。こうした上乗せ調査を円滑に実施できるようにすることにより、地域統計の充実を図ることはできないか。

- ・ 国際移動統計については、所管省にとって行政を遂行する上では現行のもので十分とのことだが、例えば、在留外国人統計の場合、性別、年齢、配偶者関係別に分析が可能になると非常に利用価値が高まる。

《行政記録の活用》

- ・ 各省の統計主管部局以外の行政部局が保有している行政記録については、所管行政の遂行に必ずしも必要でないとしても、常識の範囲の事務負担で統計化が可能であれば、当該行政部局の協力により、情報整備の観点から統計化を推進していくべきである。
- ・ 各省の統計主管部局が他の行政部局に対して、行政記録の統計化を推進するため、人的、技術的な支援を行う仕組みを設けることはできないか。
- ・ 電子政府の構築が進む中で、各省間のデータの相互利用の促進といった観点から進めるべきではないか。

《民間開放》

- ・ 民間開放については、個別の統計調査ごとに検討するのではなく、統計調査共通の問題として、調査により作成される統計の重要性、調査規模、周期等を踏まえ、民間開放が可能な統計調査と困難な統計調査とに区分すべきではないか。
- ・ 基幹統計調査を民間開放する場合は一定の基準が必要である。
- ・ 基本的なスタンスとして、思い切って民間開放を積極的に実施してみたらどうか。
- ・ 既に統計調査を民間開放したケースがあるが、こうした事例を見た上で、どうあるべきかも議論すべきである。
- ・ 民間開放の是非を議論するには、100%間違いないところまで要求するのかといった、どれだけのリスクを許容するかをはっきりさせることが必要。

(4) その他

次回の委員会は来年1月21日(月)に、今回と同じく基本計画部会との合同で開催することとなった。また、次回の基本計画部会は12月17日(月)の14:30~17:00に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>